

諮詢庁：内閣総理大臣

諮詢日：平成15年2月27日（平成15年（行情）諮詢第99号）

答申日：平成15年8月8日（平成15年度（行情）答申第237号）

事件名：日本の核政策に関する基礎的研究の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「日本の核政策に関する基礎的研究」（平成6年11月13日付け特定新聞報道）（以下「本件対象文書」という。）につき、処分庁がその存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、取り消すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件対象文書の開示請求に対し、平成14年5月1日付け閣情第401号により内閣情報官が行った不開示決定について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

本件対象文書の存在については、既に大きく報道されており、存否応答拒否は意味をなさない。

処分庁は、処分庁がどのような事項を調査したかに関する個別の文書の存否を答えることにより、情報の収集及び分析その他の調査の取り組み状況等が明らかとなり、国の安全を害するおそれ、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ、他国等との交渉上不利益を被るおそれがあるとしているが、そのようなおそれがあるかどうかについて具体的な検討を行った形跡が存在しない。

本件対象文書が秘密保全期限を満了していれば、少なくとも部分開示は考えられてよいはずである。

また、他省庁（防衛庁）の場合、核政策にかかる文書であっても公開していることから、処分庁の存否応答拒否は過剰反応である。

本件諮詢事件のように、政府機関による秘密研究がマスメディアによって暴露されることの繰り返しが、日本の核武装に対する内外の疑念を高める結果となっている。核に関する研究については、広く公開されることこそが我が国が核武装の意志がないことを内外に知らしめる上で有効であり、我が国の利益となる。仮に本件対象文書が我が国の核武装を目的とした研究である

のなら、我が国の国はである非核三原則に反する文書であり、秘匿は許されない。

### 第3 質問の説明の要旨

#### 1 法5条3号該当性

本件開示請求は、核政策という国の安全保障にかかる分野についてのものであり、処分庁においてどのような事項を調査したかに関する個別の文書の存否を答えることにより、情報の収集及び分析その他の調査の取り組み状況等が明らかとなり、国の安全が害されるおそれ、他国との信頼関係が損なわれるおそれ、他国等との交渉上不利益を被るおそれがあることから、法5条3号に該当する。

○ 処分庁は、具体的な調査研究の課題や内容について明らかにすることはなく、核政策に関する調査研究の実施の有無についても明らかにしたことではないし、明らかにすることは適当でない。

#### 2 法5条6号該当性

○ 処分庁においてどのような事項を調査したかに関する個別の文書の存否を答えることにより、情報の収集及び分析その他の調査の取り組み状況等が明らかとなり、各種調査に携わる関係者に悪影響を及ぼすほか、対抗・妨害措置を講じられるなど今後の事務・事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号に該当する。

#### 3 法8条該当性

○ 処分庁の調査活動は、「内閣の重要政策に関する情報」という情報そのものを扱う特徴があり、具体的にどのような情報を調査するかということ自体が重要事項であり、国内外（特に外国政府等）の関心事となっている。このため、個別の具体的調査研究テーマを明らかにすること自体が我が国の安全にかかる重要な情報をさらけ出すことにつながり、国の利益を損ねるおそれが強い。本件開示請求のような安全保障に関する具体的テーマについて、存否を明らかにすることは「この分野、事項は情報を保有している（調査している）」あるいは「これは保有していない（調査していない）」と回答することと同義であり、結果として各種の重要課題に関する取り組みの有無、戦略情報の把握程度等を知られることになる。

また、職員を含む各種関係者が上記のような前提の下に調査研究を行っていることにより不当な批判や圧力・妨害等なく調査研究を実施できること、当該調査研究の実施の有無を明らかにすることは、各種調査研究関係者及び将来の調査研究業務遂行に多大な悪影響を及ぼすこととなる。

したがって、本件開示請求は、本件行政文書の存否を答えるだけで法5条3号及び6号に規定する不開示情報を開示することとなり、法8条に該

当する。

#### 4 その他

不開示情報については「内閣官房における情報公開法に基づく処分に係る審査基準」に諸類型が例示されており、処分庁は、本件開示請求を踏まえ、これに該当するか慎重かつ具体的な検討を加えた上で、処分を決定した。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成15年2月27日 諒問の受理
- ② 同日 諒問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年3月18日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 同年4月22日 審議
- ⑤ 同年5月27日 諒問庁の職員（内閣参事官ほか）からの口頭説明の聴取及び審議
- ⑥ 同年6月24日 審議
- ⑦ 同年7月28日 審査請求人から意見書を收受
- ⑧ 同年8月5日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、特定の新聞によりその存在及び内容が報じられている「日本の核政策に関する基礎的研究」という名称の報告書であり、この報道によれば内閣情報調査室の前身である内閣調査室が外部団体に調査委託して作成したとされているものである。

処分庁は、本件対象文書につき、内閣情報調査室においてどのような事項を調査したかを示すこととなる個別の文書の存否を答えることは、法5条3号及び6号の不開示情報を開示することとなるとして、本件対象文書の存否を明らかにしないで不開示決定を行った。

##### 2 内閣情報調査室の調査研究について

内閣情報調査室は、昭和61年に内閣調査室から改編された組織であり、内閣の職務遂行を補助するとともに、内閣の首長たる内閣総理大臣を直接に補佐・支援する機関である内閣官房の下に置かれる組織である。同室は、内閣の重要政策に関する情報の収集及び分析その他の調査に関する事務を担当しており、内閣情報官の下で、次長及び総務部門、国内部門、国際部門、経済部門、内閣情報集約センター並びに内閣衛星情報センターでその事務を分担し、処理している（内閣官房組織令1条及び4条等）。

その調査事務の対象は、国内情報、国際情報、内外の経済情報等多岐に

わたるが、諮問庁は、一般に、その具体的な調査内容は公表されることなく、公益法人等に調査委託される場合においても、その調査事項については、通常、概括的・抽象的な内容のみ公表されるにとどまるとしている。

また、内閣情報調査室又は内閣調査室が本件対象文書に係るテーマに関し調査研究をしたかどうか、又はしているかどうかについてはこれまで公表した事実はないとしている。

### 3 本件対象文書の存否応答拒否について

#### (1) 法5条3号該当性について

○ 諮問庁は、内閣情報調査室が行う調査研究について、上記2のとおり、  
○ 具体的な調査内容が公表されていないことを前提に、どのような事項を  
調査したかに関する個別の文書の存否を答えることにより、情報の収集  
及び分析その他の調査の取り組み状況等が明らかとなり、国の安全が害  
されるおそれ、他国との信頼関係が損なわれるおそれ、他国等との交渉  
上不利益を被るおそれがあるとして、その課題や内容をおよそすべて明  
らかにできないと説明している。しかし、法5条3号は、公にすること  
により、国の安全が害されるおそれ等があると行政機関の長が認めるこ  
とにつき相当の理由がある情報を不開示とすると定めており、内閣情報  
調査室の行う調査研究の課題や内容すべてについて、これに関する個別  
の文書の存否を答えることが当然に国の安全等を害することになるとい  
うような包括的な説明をもって相当の理由があるとは言えない。

○ また、諮問庁は、処分庁が我が国の安全にかかる重要課題である核  
政策という安全保障にかかる分野の情報を保有しているかどうか、調  
査を実施したかどうか、又は現に実施しているかどうかという事実の有  
無を明らかにした場合、各種の重要課題に関する取り組みの有無、戦略  
情報の把握程度等を知られることになるとして、調査研究の実施の有無  
について回答すべきでないと説明する。

しかし、本件対象文書の存否を明らかにしただけでは、「日本の核政策  
に関する基礎的研究」という名称の文書の存否が明らかになるに過ぎず、  
そのこと自体から核政策についての研究の内容や方向性が明らかになる  
ものではなく、また、相当長期間経過していることからかんがみれば、核  
政策というテーマの重要性を考慮に入れたとしても、その存否を答える  
ことが現時点において我が国情報の収集及び分析その他の調査の取り  
組み状況等を明らかにすることとなるとは考えがたく、国の安全が害さ  
れるおそれ、他国との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国等との交渉  
上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の  
理由がある情報に該当するとは言えない。

したがって、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条3号の不開示情報を開示することとはならない。

(2) 法5条6号該当性

諮詢庁は、内閣情報調査室においてどのような事項を調査したかに関する個別の文書の存否を明らかにすることにより、内閣情報調査室が行う各種調査について、これに携わる関係者に悪影響を及ぼすおそれ、又は調査に対する対抗・妨害措置を講じられるなど今後の事務・事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとしている。

しかしながら、本件対象文書の存否を明らかにしただけでは、「日本の核政策に関する基礎的研究」という名称の文書の存否が明らかになるに過ぎず、相当長期間経過していることからかんがみれば、現時点において関係者に対し圧力がかけられるなど悪影響を及ぼすおそれ、又は調査に対する何らかの対抗・妨害措置が具体的に講じられるなどのおそれがあるとも認めがたいことから、本件対象文書については、その存否が明らかになったとしても、今後の同種の調査研究業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは言えない。

したがって、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条6号の不開示情報を開示することとはならない。

4 本件不開示決定の妥当性

以上のことから、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条3号及び6号の不開示情報を開示することとなるとして、法8条の規定に基づき開示請求を拒否した決定については、取り消すべきであると判断した。

第6 答申に関与した委員

藤井龍子、秋山幹男、松井茂記